

## 公研 2016

■2016年4月号別冊付録「平成27年度実施巡査部長昇任試験復元問題 SA 法学・実務（一次）」p.5 問題10の問題文

誤：正しいもの

正：誤り

■2016年7月号 p.31 No.10 枝文（4）解説

誤：1号

正：2号

■2016年8月号 p.33 問題29 枝文（1）

誤：プロガンダ

正：プロパガンダ

■2016年8月号 p.35 問題30 枝文（3）解説

誤：準備体制、注意体制

正：準備態勢、注意態勢

■2016年8月号 p.37 問題31 枝文（4）解説

誤：人形

正：人影

■2016年8月号 p.38 問題32 枝文（2）（4）解説

（2）以下の文章に差し替え。

「妥当でない。捜索証明書の交付（刑訴法119条）は、「証拠物」又は「没収すべきもの」が発見されなかった場合についての規定であるから、被疑者の捜索を行った結果、被疑者を発見できなかった場合に交付するものではない（刑事資料65巻11号p.17）。」

（4）以下の文章に差し替え。

「妥当。捜査書類の書式により、記載を求められているものが「犯罪事実」であったり「被疑事実」であったりする場合があるところ、「犯罪事実」と「被疑事実」の使い分けについては、「犯罪事実」は、特定の犯人との結び付きを除いた外形的な事実を指し、「被疑事実」は、当該被疑者が犯人とされる場合の所為を

表現しているとされている（刑事資料 66 巻 9 号 p. 23）。

以上に伴い、正解を（2）から（4）へ変更いたします。

■2016 年 8 月号 p. 38 問題 32 枝文（5）解説

誤：捜規範 178 条 3 項

正：捜規範 181 条 3 項

■2016 年 8 月号 p. 39～40 問題 33 枝文（2）（5）解説

（2）

誤：妥当でない。

正：妥当。

（5）

誤：妥当。

正：妥当でない。

以上に伴い、正解（2）から（5）へ変更いたします。

■2016 年 8 月号 p. 48 問題 39 枝文（4）問題

誤：又は、実質的に自己の財産と～構わない。

正：又は、引渡しを受けて実質的に自己の財産と同様のものとして支配することをいい、後日、返却することになっても構わない。

公研 2016 年 10 月号

■ p. 58 No.40 解説

解答 （2）、（5）

各枝の解説文を以下の文に差し替えます。

- （1） 妥当。 供述調書、聴取結果報告書を作成した場合は、情報カードの作成を要しない。
- （2） 妥当でない。 尿中覚醒剤簡易検査キットの判定が、MDMA テストライン不現出の場合、麻薬取締法違反被疑事件で鑑定囑託することとされている。
- （3） 妥当。 任意提出された尿は、無価値物ではあるが、被疑者が証拠物

件鑑定承諾書の作成を拒否する場合には、手続の適法性を担保するためにも、鑑定処分許可状に基づいて鑑定に付することが妥当である。

- (5) 妥当でない。被疑者の権利保障や捜査の円滑化を図るためであるので、外国籍を確認し、領事官通報の措置を執る。

■2016年10月号 p. 43 No.25 (3) 解説

誤：DNA型鑑定資料は、保管の開始、保管物件、保管場所等について、証拠物件保存簿及びDNA型鑑定資料保存簿に確実に記載する。

正：事件現場等から鑑定資料を押収した場合には、科学捜査研究所等の鑑定先において全量費消する場合を除き、確実に証拠物件保存簿を作成する。口腔内細胞の提出を受けて領置手続をとった場合には、鑑定により口腔内細胞を全量使用することから、証拠物件保存簿へ記載する必要はない。なお、口腔内細胞はDNA鑑定資料であることから、保管の開始、保管物件、保管場所等について、DNA型鑑定資料保存簿に確実に記載する。

■2016年10月号 p. 58 No.40 解説

解答 (2)、(5)

各枝の解説文を以下の文に差し替えます。

- (1) 妥当。 供述調書、聴取結果報告書を作成した場合は、情報カードの作成を要しない。
- (2) 妥当でない。 尿中覚醒剤簡易検査キットの判定が、MDMA テストライン不現出の場合、麻薬取締法違反被疑事件で鑑定囑託することとされている。
- (3) 妥当。 任意提出された尿は、無価値物ではあるが、被疑者が証拠物件鑑定承諾書の作成を拒否する場合には、手続の適法性を担保するためにも、鑑定処分許可状に基づいて鑑定に付することが妥当である。
- (5) 妥当でない。 被疑者の権利保障や捜査の円滑化を図るためであるので、外国籍を確認し、領事官通報の措置を執る。